

# 前回（令和3年福島県沖地震）の グループ補助金からの**変更点**

令和4年5月**18**日

福島県

# 0. はじめに（今般の中小企業等グループ補助金の主な変更点）

- 今般のグループ補助金も、  
被災地からの要望を踏まえ、運用の見直しを行っています。

【論点】

【現状】

【見直しの概要】

改良工事（補強）  
が必要

原則、原状復旧のみ

P2

復旧＋改良（補強）も可  
（復旧費用の範囲内）

保険・共済金の控除

控除により  
補助金額が減少

P4

控除方法の見直しにより  
補助金額からの控除を軽減  
（＝自己負担の減少）

定額補助の要件  
を満たすことが困難

売上減少20%以上  
（対東日本大震災以前比）

P6

売上減少20%以上  
（対東日本大震災以前比）  
OR  
厳しい債務状況

# 1. 補助金交付申請について（補助対象経費について） 1/2

## 【改良（補強）工事】

変更点

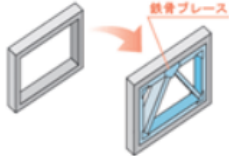
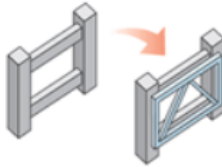
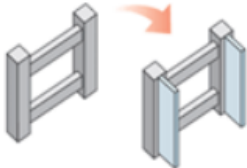
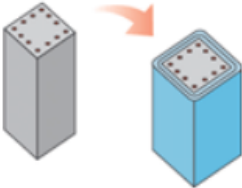
- これまでのグループ補助金では、施設・設備の復旧にあたっては、原則として、被災前の規模や機能、性能と同等以下であることが必要でした。
  - 今般、税金を財源とする補助金で取得・整備した財産を保全する観点から、防災・減災に資するような改良（補強）を行うことを可能としました。
  - ただし、改良（補強）を行う場合であっても、**原状回復（被災前の状態に戻す）に要する費用を補助対象経費の上限**としますので、ご注意ください。
  - 補助対象経費の上限額を確認する必要があるため、実際に行う工事等とは別に原状回復工事の見積書の提出が必要となります。
- ※ 防災・減災のための復旧整備であっても、擁壁の設置や法面の補強など、土地の造成や改良にかかる費用は補助対象となりません。

# 1. 補助金交付申請について（補助対象経費について） 2/2

## 【改良（補強）工事】

変更点

### ＜主な改良（補強）の事例＞

後打ち壁の増設	鉄骨枠組補強	外付け鉄骨補強
<p>新たな壁を鉄筋コンクリート等で増設し耐震補強を行います。建物の内部、外部を問わずに設置できます。</p> 	<p>柱・梁に囲まれた中に鉄骨ブレースを増設することにより耐震補強を行います。開口部を残しながら耐震性能を向上させることが可能です。</p> 	<p>建物の外側に鉄骨ブレースを増設することにより耐震補強を行います。既設の壁やサッシの解体が少なく済みます。</p> 
バットレスの増設	柱巻き付け補強	耐震スリットの新設
<p>耐震壁などの構造躯体を建物の外部に増設することで耐震改修を行います。建物周辺や敷地に余裕がある場合に適しています。</p> 	<p>既存の柱に繊維シートや鋼板を巻きつける方法で耐震補強を行います。マンション等、各住戸均等に対応する場合に適しています。</p> 	<p>鉄筋コンクリート造の既存建物の柱に近くに隙間を設けて柱の粘り強さを向上させます。これ以外の補強方法を組み合わせて行うことが一般的です。</p> 

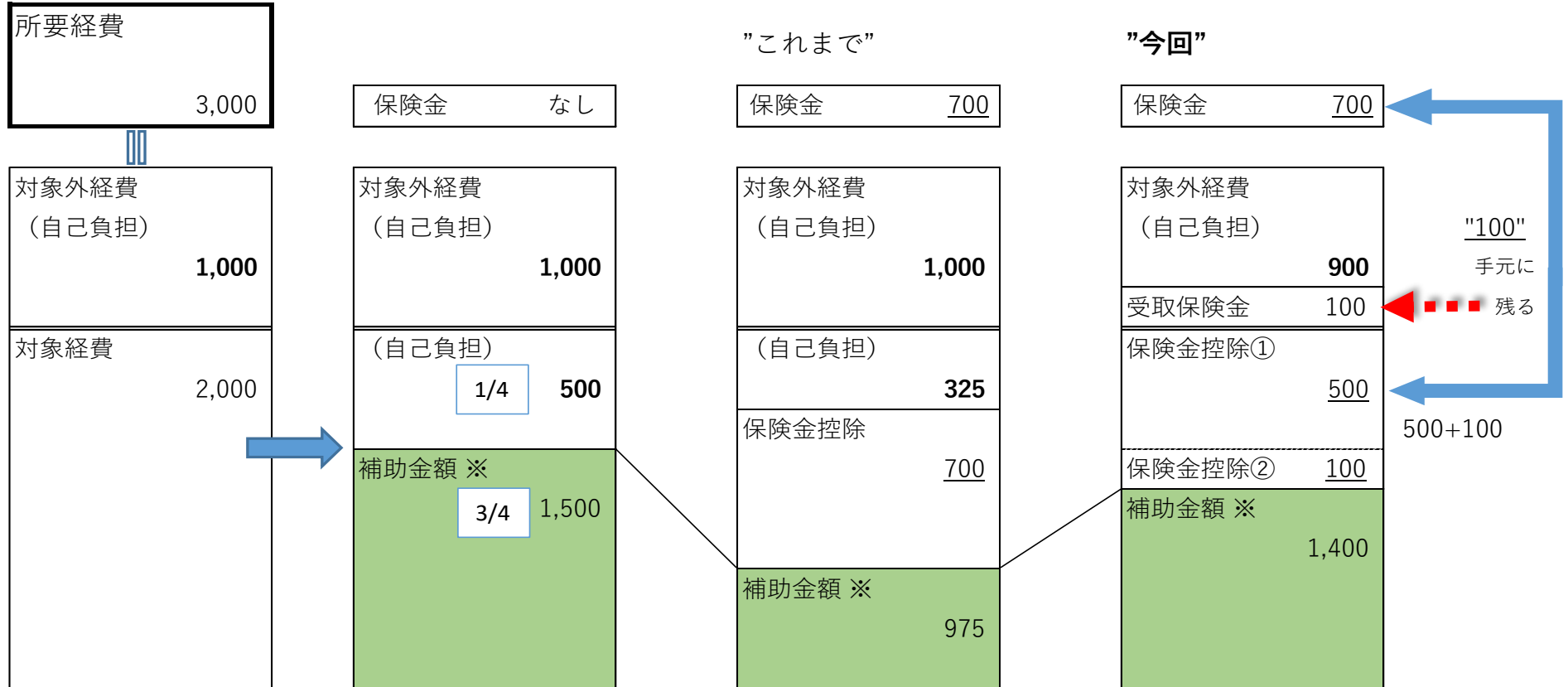
## 2. 補助金交付申請について（補助対象経費について） 1/2 【保険・共済金の控除方法について】

- 本事業で復旧等を行う施設・設備について受領する保険・共済金がある場合、まず、**復旧等に係る補助対象経費の内の自己負担分に充当**ください。
  - 補助金の自己負担分を超える受取保険・共済金がある場合には、**超える部分の保険・共済金額の半額を補助金額から控除**し、その残りの額が補助金額となります。
- ※ ただし、迅速な復旧を進めるため、**支払保険金額が確定する前から**補助金の交付申請を提出することが可能です。

## 2. 補助金交付申請について（補助対象経費について） 2/2

### 【保険・共済金の控除方法について】

(例) 所要経費：3,000万円      補助対象経費：2,000万円  
 補助率：3/4      保険・共済金の受取額：700万円      の場合



※ 補助金額  
 $2,000 \times 3/4$   
 =1,500

※ 補助金額  
 $(2,000 - 700) \times 3/4$   
 =975

※ 補助金額  
 ①  $2,000 \times 1/4 = 500$   
 ②  $(700 - 500) \times 1/2 = 100$   
 $2,000 - ① 500 = 1,500$   
 $1,500 - ② 100$   
 =1,400

### 3. 補助金交付申請について（【特例】定額補助の概要） 1/4 新設要件について

※ 以降、下線部が昨年からの変更点

- 上限・補助率  
上限 5 億円の範囲内で定額補助。
- 補助対象経費  
3 / 4 補助の対象と同一。
- 対象地域  
令和 4 年福島県沖地震の被災地域、かつ、「復興・創生期間」後の復興の基本方針（閣議決定）を踏まえて、引き続きグループ補助金を措置・執行していくこととなっているなど、復興途上にある福島県、宮城県、岩手県。

### 3. 補助金交付申請について（【特例】定額補助の概要） 2/4 新設要件について

#### ● 対象事業者

対象地域に所在し、以下の全ての要件を満たす事業者

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 東日本大震災により被害を受けた以下のいずれかに該当する者であって、国等による東日本大震災からの復旧・復興に向けて実施した支援を活用した事業者
  - ・ 直接被害：地震・津波により、施設・設備に直接被害を受けた事業者
  - ・ 間接被害：直接被害を受けた事業者と取引関係があり、又は風評被害等により業況が悪化した事業者
  - ・ 福島県原子力被災12市町村において事業を再開し、又は県内の他の地域に避難して事業を再開した事業者
- ③ 次のいずれかに該当する復興途上にある事業者
  - ア 令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震による被災の影響を受ける直前3か月間の売上高が、東日本大震災による被災の影響を受ける前年同期の売上高と比較して、20%以上減少している者
  - イ 令和3年福島県沖地震発生時又は令和4年福島県沖地震発生時において、厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている者
- ④ 交付申請時又は令和3年福島県沖地震発生時において、東日本大震災からの復旧・復興に向けた事業活動に係る債務を抱えている事業者
- ⑤ 福島県沖地震により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする事業者



### 3. 補助金交付申請について（【特例】定額補助の概要） 3/4 新設要件について

#### ● 新設要件「③イ」

「令和3年福島県沖地震発生時又は令和4年福島県沖地震発生時において、**厳しい債務状況【※1】**にあり、かつ、**交付申請時において経営再建等に取り組み【※2】**、かつ、**認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている【※3】者。**」

#### 【※1】 厳しい債務状況

##### 次のいずれかに当てはまる事業者

- イ. 借入債務などが株式会社整理回収機構に譲渡された企業と密接な取引関係を有する事業者
- ロ. 取引先の業況悪化の影響を受けるなど一定の要件に該当する事業者
- ハ. 過剰債務の状況【※a】に陥っている事業者
- ニ. 中小企業再生支援協議会などの関与の下で事業の再生を行う事業者
- ホ. 事業資金の借入について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件変更を行っている事業者
- ヘ. 第二会社方式により再生を図る事業者
- ト. 過去延滞等によりサービサーに債権が譲渡されている先であって、再生を図る事業者

#### 【※a】 過剰債務の状況

原則として令和4年福島県沖地震被災時又は令和3年福島県沖地震被災時の決算期において、次のいずれかの要件を満たすものをいう。

- イ. 債務超過に陥っている事業者
- ロ. 繰越欠損を計上している事業者
- ハ. 次式で判定した年数が15年以上となる事業者  

$$\{ \text{有利子負債(短期借入金 + 長期借入金 + 社債)} \} \div \{ \text{減価償却後営業利益} \times 1 / 2 (\text{営業欠損の場合は} 1 / 2 \text{を乗じない}) + \text{普通減価償却費} \}$$
- ニ. 次式で算出した値が正となる事業者  

$$\text{長期借入金及び社債の年間返済額} - \{ \text{減価償却後経常利益} \times 1 / 2 (\text{経常欠損の場合は} 1 / 2 \text{を乗じない}) + \text{普通減価償却費} \} - \text{金融機関調達(予定含む)}$$

### 3. 補助金交付申請について（【特例】定額補助の概要） 4/4 新設要件について

#### ● 新設要件「③イ」

「令和3年福島県沖地震発生時又は令和4年福島県沖地震発生時において、厳しい債務状況【※1】にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み【※2】、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている【※3】者。」

#### 【※2】 経営再建などに取り組んでいる状況

相応の債務償還能力が認められ、かつ、適切な企業再建計画が策定され、金融機関の協力が得られるなど、関係者による支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれる方

#### 【※3】 認定経営革新等支援機関への確認事項

- ・ 復旧・復興に向けて、自己資金の活用が厳しい経営環境であるものの、長期的には十分に採算性が見込まれること。
- ・ 経営環境などを見据えた適正な規模での復旧等であること。